

本件事故当時、福島県外に住民票を置き居住していたが、福島市に建築中の新居への引越を予定しており、平成23年3月下旬に福島市に転入した申立人ら（妊婦・子供1名、その他2名）が、精神的損害及び生活費増加費用の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 中間指針追補に基づく精神的損害及び生活費増加費用

期 間 本件事故発生日から平成23年12月末日まで

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金560,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）	申立人X1分	80,000円
	申立人X2分	80,000円
	申立人X3分	400,000円

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月5日

（仲介委員 尾野恭史）